

静岡市障がい者共生のまちづくり計画

令和3～5年度

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生都市」の実現

パブリックコメント用 素案

※完成版の計画冊子では、次ページ以降の内容に加え、
以下を追加する検討しています。

- ・冊子全体へのふりがな（ルビ）
- ・個別施策のイメージ図等
- ・市の事業、関連団体等の活動の紹介を目的としたコラムページ
- ・切り取って使用することが可能なヘルプカードの様式
- ・視覚障がい者のための音声読み上げ用コード
- ・新規掲載事業の一部 等

※この計画では、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から、人や人の状況を表す場合に、「害」の字を「ひらがな」で表記します。ただし、団体等の固有名詞や法令及び制度の名称に関するものは漢字とします。

※掲載事業については、予算措置の状況により変更が生じる可能性があります。

※計画冊子の完成版は、2色刷り印刷を予定しています。

静岡市

令和3年●月

目次

第1章 計画策定に係る基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 国の動向
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象
- 5 計画の期間

第2章 静岡市の障がい者施策等の状況

- 1 障害者手帳交付者数等の状況
- 2 市民アンケート調査の結果【概要】
- 3 前計画の効果測定

第3章 計画の目指す方向性

- 1 計画の全体図
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 SDGsの推進
- 5 本計画を効果測定する成果目標の設定
- 6 施策の体系

第4章 分野別の施策について

- 1 権利擁護・理解促進
- 2 地域生活支援
- 3 医療・保健
- 4 生活環境
- 5 安全・安心
- 6 子ども
- 7 雇用・就労
- 8 文化活動・市民生活

○障害福祉サービス等の提供基盤の整備について

第5章 計画の推進

- 1 PDCAサイクルによる計画の推進
- 2 障がい者福祉施策に係る会議体

第1章 計画策定に係る基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい者福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、3年ごと定期的に見直しを行っているもので、静岡市では、前計画期間から、以下の3つの計画を一体的に策定しています。

①市町村障害者計画

- ・・・自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるものです

②市町村障害福祉計画

- ・・・障害福祉サービスや地域生活支援事業などが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるものです

③市町村障害児福祉計画

- ・・・障がい児のためのサービスが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めたものです

国では、平成23年度の「障害者基本法」の改正以来、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者権利条約」の批准など、障がいのある人の権利の保護や尊厳の尊重が重視されています。

静岡市では、障がいのある人もない人も等しく権利や意思を尊重され、幸せで豊かな生活を送り、必要な支援を受けることができる共生のまちづくりを進めてまいります。

そして、世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指す本市は、「SDGs未来都市」・「SDGsハブ都市」として、障がいのある人とない人の共生を推進するため、SDGsも踏まえて施策を実行していきます。

上記を踏まえ、本市の障がい福祉施策について、中・長期的な見通しを立て、医療・保健、生活環境、教育、安全・安心、就労、将来に向けた支援等、幅広い分野にまたがる課題の解決を目指します。

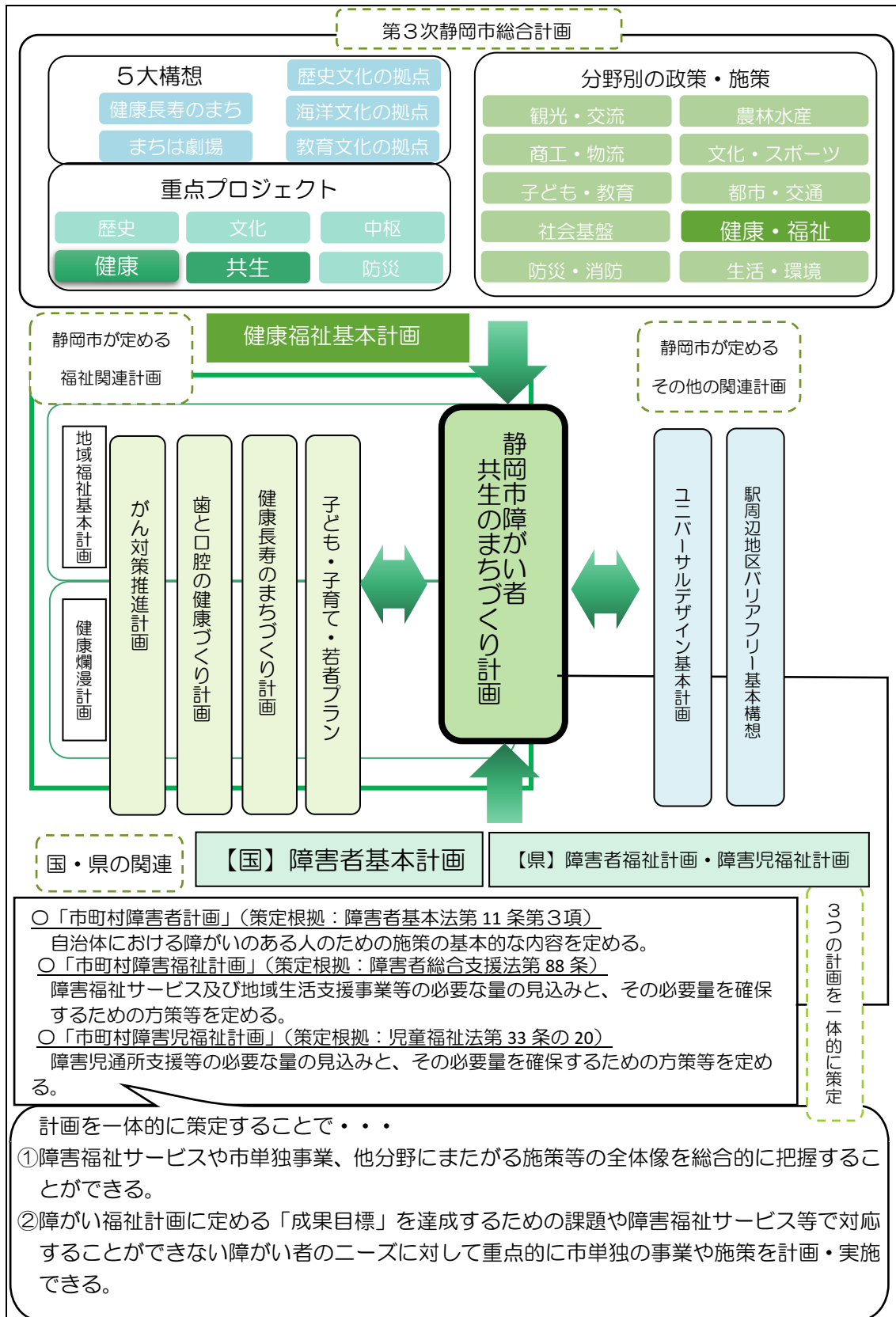
なお、今回の計画では、早期発達支援や医療的ケア児等への支援、市民との協働・交流など、静岡市ならではの取組を加速していくとともに、新たな大分野として「安全・安心」を位置付けることで、障がいのある人の災害時の支援体制を確保していきます。

2 国の動向

年度	近年の国の動向、背景 等
平成23	<u>障害者基本法 改正</u> ・障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映
平成24	<u>障害者虐待防止法 施行</u> ・障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定
平成25	<u>障害者総合支援法 一部施行</u> ・障害福祉サービスの利用対象に難病が追加され、身体・知的・精神・発達障がい等とともに、生活に困難のある人に対して、谷間のない制度運営を整備 <u>障害者差別解消法 成立（平成28年4月1日 施行）</u> ・障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定 ・雇用分野における障がいを理由とする差別については、改正障害者雇用促進法に規定
平成26	<u>障害者権利条約 批准</u> ・障害者基本改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 ・「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
平成28	<u>障害者総合支援法 改正</u> <u>児童福祉法 改正</u> ・障がい者が望む地域生活支援や多様化する障がい児支援ニーズへの対応の強化を図る ・平成30年度から自立生活援助や就労定着支援、外出困難な重度障がい児を対象とした居宅訪問による発達支援等のサービスを新設 ・平成30年度から「障害児福祉計画」を策定 ・ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置 <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる 「<u>地域共生社会</u>」の実現を目指していく。 </div>

年度	近年の国の動向、背景 等
平成30	<p><u>社会福祉法 改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念について規定 ・市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨について規定 <p><u>バリアフリー法 改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念規定を設け、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化 ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化について規定 <p><u>障害者における文化芸術活動の推進に関する法律 施行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進について規定 <p><u>ユニバーサル社会実現推進法 成立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として成立
令和元	<p><u>障害者雇用促進法 改正</u>（令和元年6月／令和元年9月／令和2年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の活躍の場の拡大について規定 ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について規定 <p><u>読書バリアフリー法 成立</u>（令和3年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として成立
令和2	<p><u>社会福祉法 改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・社会福祉連携推進法人制度の創設等について規定 <p><u>バリアフリー法 改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化 ・国民に向けた広報啓発の取組推進等について規定 <div style="border: 1px dashed green; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある人を含むあらゆる人々の生活に変化が訪れました。「新しい生活様式」「ウィズコロナ」「ポストコロナ」に対応する社会の実現が求められています。</p> </div>

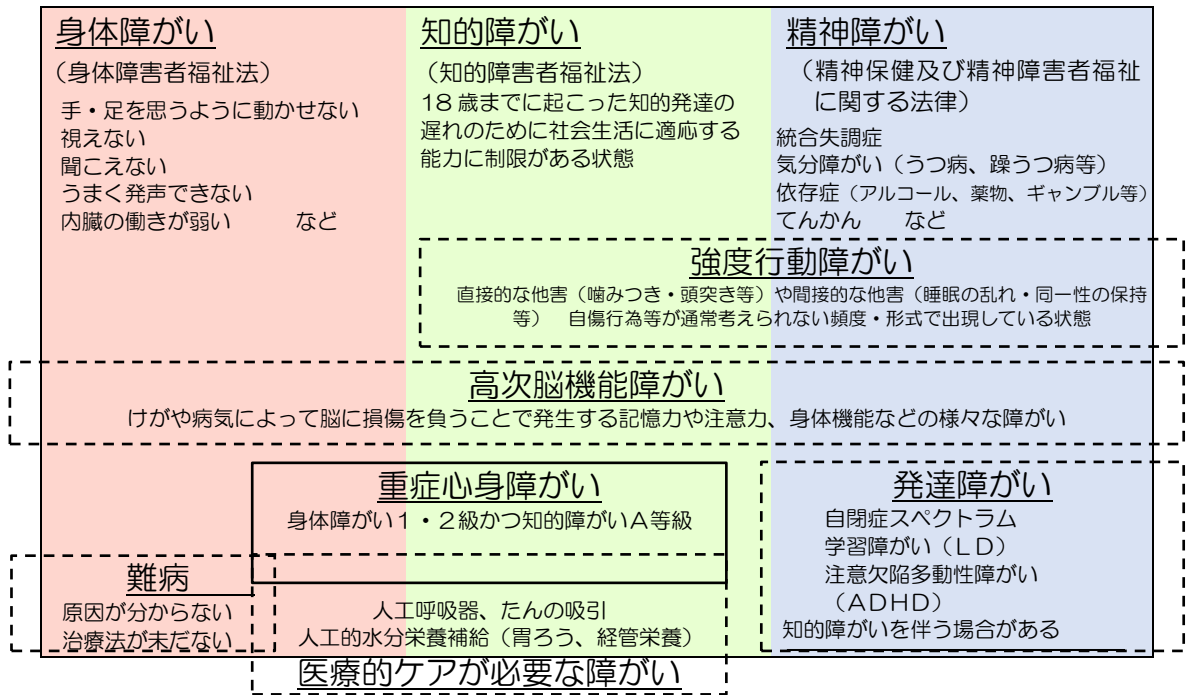
3 計画の位置づけ



4 計画の対象

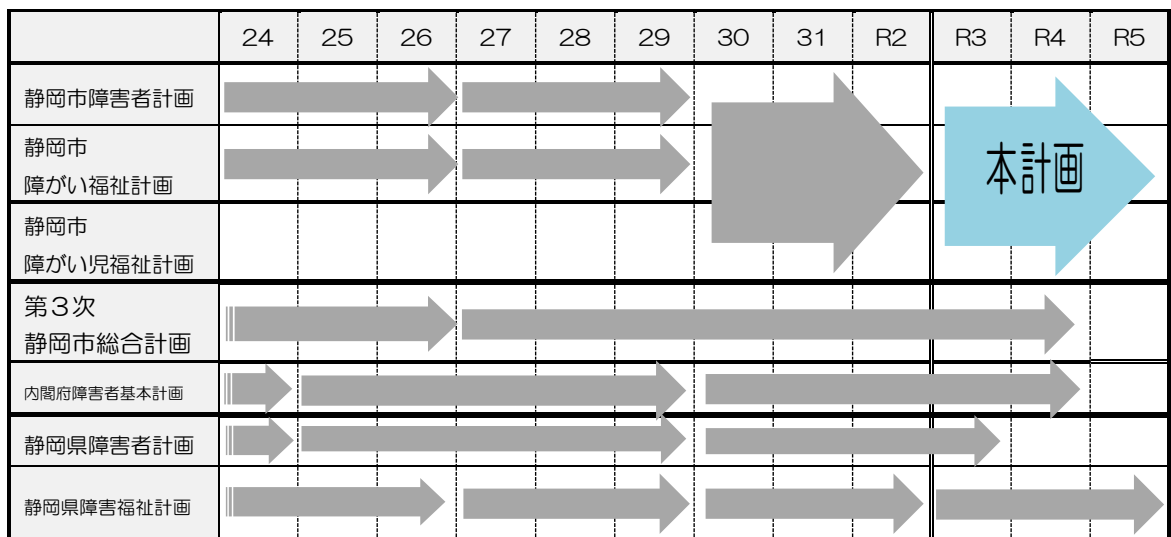
- この計画の対象は、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。
- この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定されません。

さまざまな「障がい」



5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



第2章 静岡市の障がい者施策等の状況

1 障害者手帳交付者数等の状況

(1) 障害者手帳交付者数の推移

(2) 身体障害者手帳交付者の状況

(3) 療育手帳交付者の状況

(4) 重症心身障がい児者の状況

(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

(6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

(7) 特定医療（指定難病）受給者の状況

(8) 障害福祉サービスの利用状況

などの統計情報を掲載予定です。

2 市民アンケート調査の結果【概要】

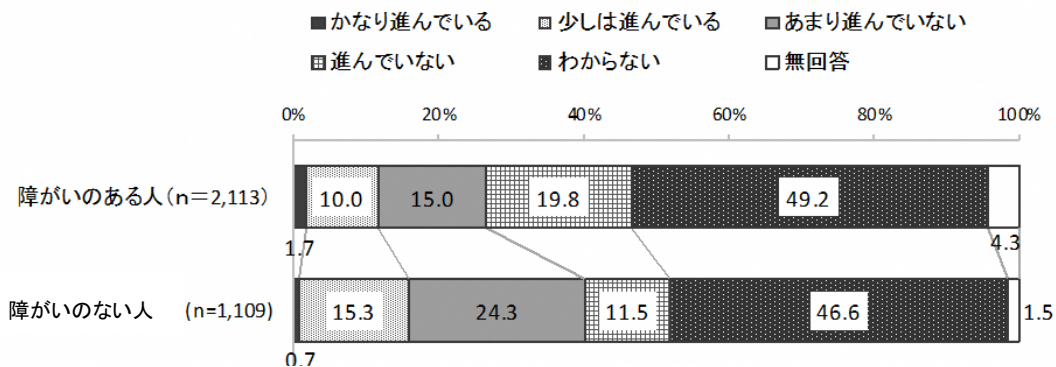
「令和元年度障がい福祉に関する市民アンケート調査」より

調査期間：R1.12.17（火）からR2.1.8（水）まで

調査対象：市内にお住まいの障がいのある人 5,000 人、障がいのない人 3,000 人

有効回収：障がいのある人 2,113 票（42.3%）、障がいのない人 1,109 票（36.9%）

①地域における「共生」が進んでいると感じますか？



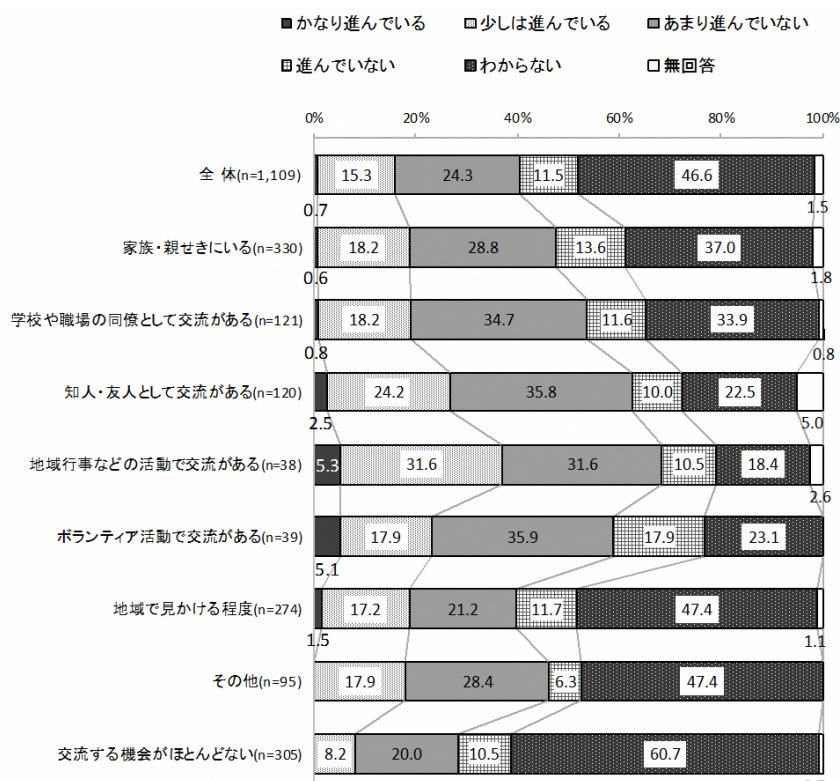
○「地域における共生」の進捗に対する考えは、障がいのない人よりも障がいのある人で「進んでいない」と感じる人の割合が高くなっています。

○ 地域における共生が進んでいると感じている人（かなり進んでいる・少しは進んでいる）は障がいのある人で 11.7%、障がいのない人で 16%となっています。

（過去のアンケート結果では、H25：14.5%（障がいの有無によるわけなし）

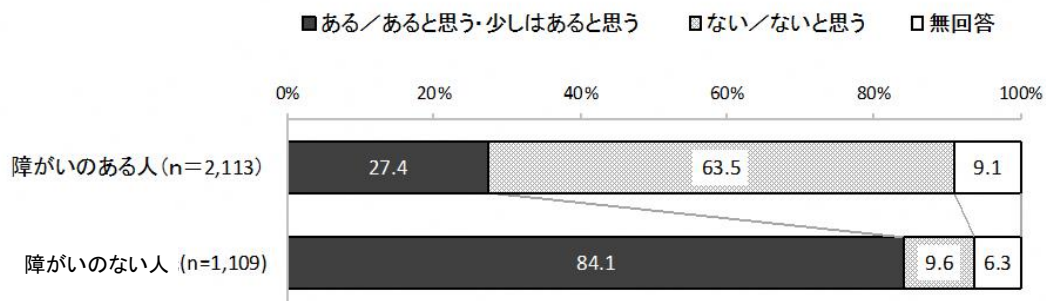
H28：障がいのある人 17%、障がいのない人 20.9%となっており、減少傾向となっています。）

<障がいのない人における障がいのある人との交流状況別>



「交流をする機会がほとんどない」方よりも「地域行事などの活動で交流がある」方は共生が進んでいると感じる割合が高いことがわかります。

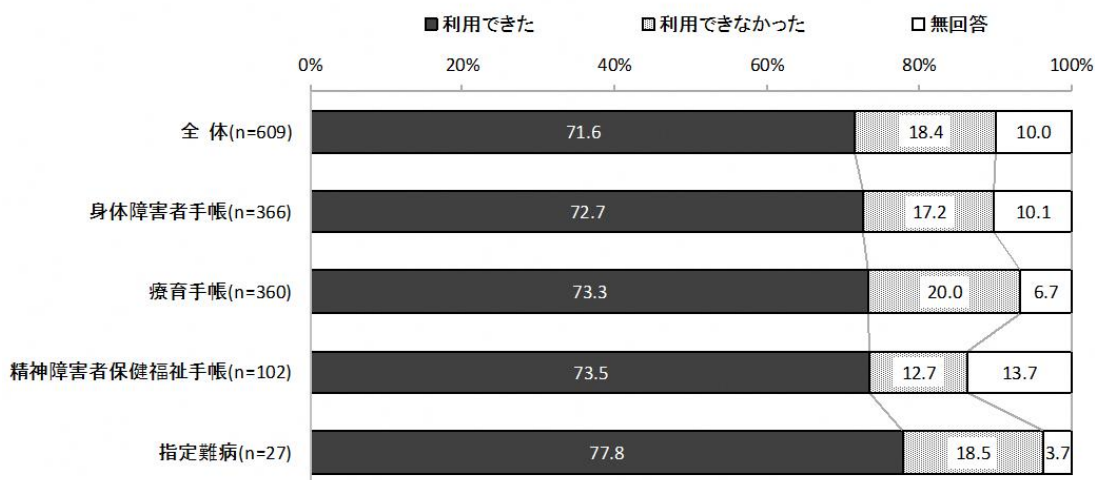
② 障がいのある人に対する差別や偏見があると感じますか？



- 障がいのある人よりもないの方が、差別や偏見があると感じています。
「ある」と答えた人の割合は、障がいのある人で 27.4%、障がいのない人で 84.1%（「あると思う」と「少しはあると思う」合計）となっています。

(2) 障害福祉サービス等の利用について

サービスを希望通りに利用できていますか？



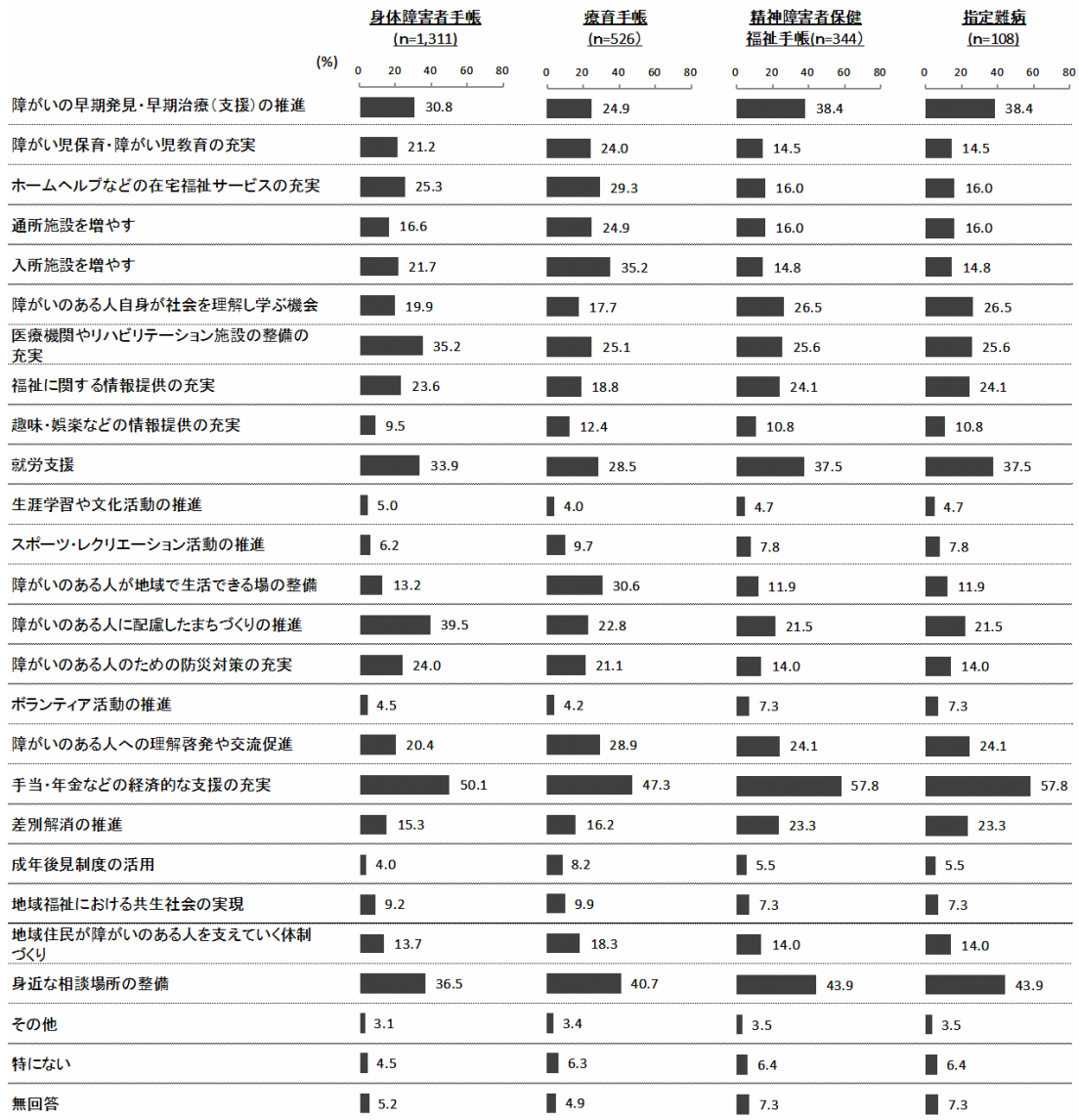
- 障害福祉サービスを利用する人の70%は希望通りに利用できていますが、希望通りに利用できなかったと感じている人も20%程度います。

希望通りに利用できなかったサービスや主な要因

- ・利用できなかったサービスでは「短期入所」が 42.9%で特に高い結果となっており、次いで、「移動支援」が 17.9%、「居宅介護」が 9.8%、「日中一時支援」が 9.8%となっています。
- ・利用できなかった理由としては、「定員に空きがなく、またはホームヘルパーの確保が困難なため」が 32.1%と最も高く、「土日に利用したいが、事業所が開所していない」が 13.4%、「サービスの質に不安がある」が 13.4%となっています。

(3) 障がい者に必要な支援について

障がいのある人が安心して暮らしていくために必要なことは何ですか？

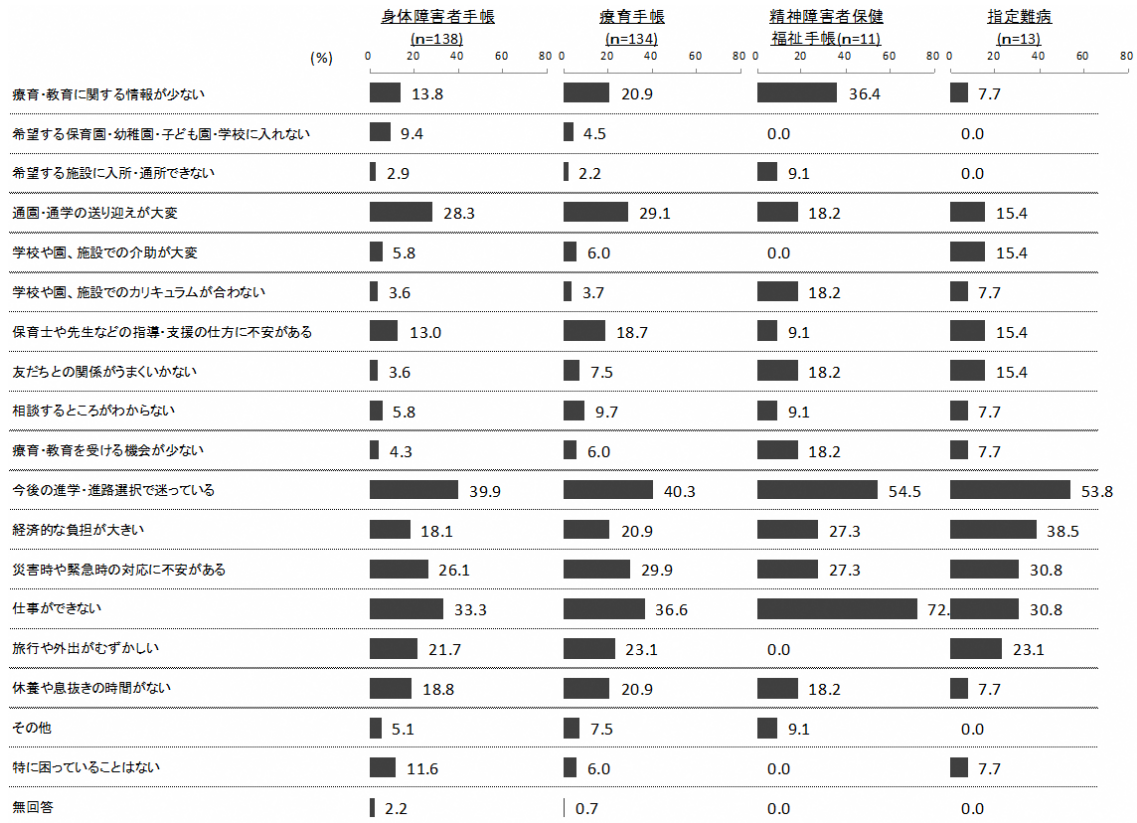


○「経済的な支援」、「身近な相談場所の整備」、「就労支援」、「医療やリハビリの充実、障がいに配慮したまちづくり」、「障がいの早期発見・早期治療の推進」等が特に高い結果となりました。

○過去の調査結果と比較すると、「障がい児保育・障がい児教育の充実」「建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進」「医療機関やリハビリテーション施設の整備の充実」が高くなっている。18歳以上については、「就労支援」も増加傾向にあります。

(4) 障がいのある児童について

お子さんの療育・教育で困ることはどのようなことですか？



○身体障害者手帳所有者、療育手帳所有者、指定難病者は「今後の進学・進路選択で迷っている」、精神障害者保健福祉手帳所有者は「仕事ができない」が最も高くなっています。

市民アンケート調査の詳細な結果は、市 HP に掲載しています。

(URL:https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006609.html)



3 前計画の効果測定

国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る平成30年度から令和2年度までの3年間における目標を下表のとおり定めました。

項目	目標値	令和元年度 実績	
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数*	42人	37人	達成見込
(2)入所施設を利用する人の減少数	20人 減	18人 減	達成見込
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築			
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置 済み	設置 済み	達成
(2)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	85%	達成見込
(3)入院後6か月以内に退院できる人の割合	84%	91%	達成見込
(4)入院後1年以内に退院できる人の割合	90%	95%	達成見込
(5)精神科病床における1年以上長期入院者数	374人	415人	達成困難
【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備			
拠点の整備箇所数	整備 済み	整備 済み	達成見込
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	108人	118人	達成見込
(2)就労移行支援事業所を利用する人数	227人	199人	達成見込
(3)就労移行率が3割以上の就労支援事業所の割合	50%	69.2%	達成見込
(4)就労定着支援を利用する人の 支援開始から1年後の職場定着率	80%	88%	達成見込
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等			
(1)児童発達支援センターの箇所数 ㊦	2ヶ所	2ヶ所	達成
(2)保育所等訪問支援の実施箇所数 ㊦	2ヶ所	2ヶ所	達成
(3)-1 主に重症心身障がい児を受け入れる 児童発達支援の実施箇所数 ㊦	8ヶ所	6ヶ所	達成困難
(3)-2 主に重症心身障がい児を受け入れる 放課後等デイサービスの実施箇所数 ㊦	6ヶ所	6ヶ所	達成
(4)医療的ケアを必要とする障がい児支援のための 協議の場の設置（平成30年度末まで）	設置	設置	達成

成果目標に関する分析

成果目標のうち、令和元年度末時点で目標を達成していないものや、達成が困難である見込みのものについて、以下のとおり分析しています。

なお、下記以外の項目は、令和元年度末時点で、目標を達成しています。

【成果目標1】「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について

(1) 施設入所から自宅等での生活に移行した人数は、令和元年度末時点で37人でした。過去3年間の平均移行者数は12人であり、令和2年度に同等数が移行することが想定されるため、目標値42人を達成する見込みです。

(2) 入所施設を利用する人の減少数は目標を達成する見込みですが、静岡市が支給決定し、市外の施設に入所していた方が亡くなられたことによる減少であると思われ、市内の施設における入所者や待機者は減少していません。

地域生活に移行する人を増やすには、入所施設での支援と同程度の支援が地域でも提供できるよう、引き続き、重度の障がい者にも対応することができる訪問系サービス、共同生活援助（特に、日中サービス支援型）、生活介護等の充実を図っていく必要があります。

【成果目標2】「精神障がいにも対応した地域包括的支援体制の構築」について

(5) 「精神科病床における1年以上の長期入院者数」については、令和元年度末時点で415人となっており、目標値である374人以下を達成することは困難となる見込みです。ただし、平成26年度から令和元年度までの減少率でみると、静岡市は、17.2%となっており、全国平均の10.3%を大きく上回る削減を行っているという評価できます。

【成果目標4】「福祉施設から一般就労への移行等」について

(2) 「就労移行支援事業所を利用する人数」は、令和元年度時点で199人ですが、平成30年度から令和元年度の利用者数の伸率19%を加味すると、令和2年度は目標値である227人を上回る見込みです。

【成果目標5】「障害児支援の提供体制の整備等」について

(3) -1 主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数は、令和元年度時点で6箇所となっており、目標値の8箇所を下回る予定です。これは、未就学期という限られた期間において、重症心身障がい児のニーズに応じた支援体制に必要な人員の確保しつつ、運営を継続していくことが困難であることなどが原因であると考えられます。次期計画では、これらの状況を踏まえ、支援体制の構築を進めていく必要があります。

第3章 計画の目指す方向性

「静岡市障がい者共生のまちづくり計画(令和3～5年度)」について

概要

- 静岡市は、「障害者計画」・「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の3本の計画を、1本化して策定しています。
- この計画は、「障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民」を対象としています。

静岡市の課題

1. 前計画のPDCAサイクルから・・・

前計画の成果目標のうち、「達成困難の見込」であるものが、2つありました。

- ・「重症心身障害児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数」
(目標：8箇所→実績見込：6箇所) → 6 子ども ~育てる・学ぶ~
- ・「精神科病床における1年以上長期入院者数」
(目標：374人以下→実績見込：415人) → 2 地域生活支援 ~支え合う・つなぐ~

2. 市民アンケート結果から・・・

障がいのある人：5,000人(回収率42.3%) / 障がいのない人：3,000人(回収率36.9%)

- ・「将来の生活」「災害や緊急時の対応」に不安を感じる人が、障がい種別ごと36.3～59%程度いることがわかりました。 → 2 地域生活支援 ~支え合う・つなぐ~
 - ・「障がい児の進学・進路」「仕事ができない」に不安を感じる保護者が、過半数以上いることがわかりました。 → 5 安全・安心 ~備える~
 - ・「共生が進んでいると感じる人の割合」は、障がいのある人が11.7%、障がいのない人16%に留まっていることがわかりました。 → 4 生活環境 ~暮らす~
- 一方で、日頃から障がいのある人と交流のある人は「共生が進んでいると感じる割合」が高いことも分かってきており、共生都市の実現に交流機会の創出が有効であるといえます。
- 1 権利擁護・理解促進 ~認め合う・守る~

3. 団体ヒアリングの結果やこれまでの課題から・・・

(障がいに関係のある団体とのヒアリングを行いました。)

- ・アクセシビリティ
(交通・移動支援等のサービス等の利用のしやすさ)の向上 → 4 生活環境 ~暮らす~
- ・障害福祉サービスの充実
(短期入所・グループホームの充実・新規サービス) → 2 地域生活支援 ~支え合う・つなぐ~
- ・親亡き後支援、災害時の備え・事業所への防災支援について → 5 安全・安心 ~備える~
- ・計画相談支援・障害相談支援の充実について → 2 地域生活支援 ~支え合う・つなぐ~

国の動向

障害者基本計画における各分野(施策)に共通する視点 (H29.5.29時点)

- (1) 障害者権利条約の理念の尊重
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念

(R2.5.19時点)

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応しサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保(新)
- (7) 障害者の社会参加を支える取組(新)

基本理念

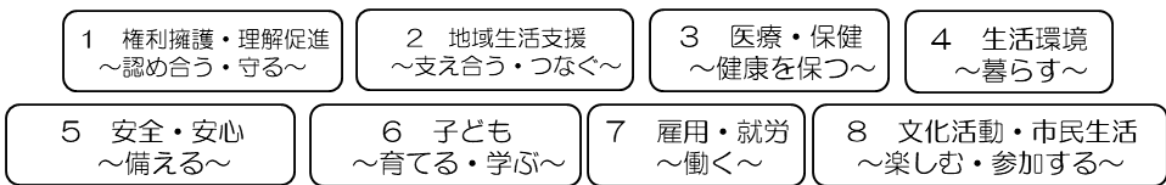
障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

基本目標

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

施策の体系

8つの大分野を設定し、施策を進めていきます。



ポイント1 「共生都市」の実現を目指します

本市の障がい福祉は、計画の策定や施策の立案にあたり、障がいのある人や支える人の意見を広く伺い、協働してつくりあげていくプロセスを重視しています。また、施設の創設等においては、民間活力の導入等を積極的に実施してきました。こうした本市の「協働」の在り方を計画にも反映させるため、関係団体の優れた取組などを計画に盛り込みます。また、様々な機会をとらえ、障がいのある人とない人の交流を促進していくことで、共生都市の実現を加速していきます。



ポイント2 本市ならではの優れた取組を加速します

「あそびのひろば」「ばすてるひろば」や「親子教室（いこいの家）」「清水うみのこセンター」などの早期発達支援や、発達障害者支援センター「きらり」の幅広い世代に向けた支援などの本市独自の取組を加速するとともに、医療的ケア児等への切れ目のない支援体制を更に強化していきます。あわせて、「教育・福祉・医療の連携」等、多機関連携を推進していきます。

ポイント3 安全・安心、将来に向けた支援体制を確保します

近年の災害の頻発化により、高まっている危機感や市民の声に応えるべく、重点的課題に位置付け、障がいのある人の視点にたった防災・災害対策を強化していきます。また、8050問題、親亡き後支援について、「まいむ・まいむ」による多機関連携により将来に向けた支援体制を構築していきます。



静岡県ならではの取組

2 基本理念

本市の障がい者福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生都市」の実現

静岡市は、障がいの有無・国籍・文化・性別・年齢等の違いを認め合い、「和の精神（＝人々がお互いに親しみを持って、助け合い、他人のことを思いやる心）」を持ってつながり、共に暮らすまちであることを目指しています。

また、障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい者福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を送ったり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生都市」の実現を目指します。

4 SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標）は、平成 27 年9月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された2016年から2030年までの世界共通の目標であり、日本としても、国や地方自治体を含め、各関係機関で積極的に取り組んでいるところです。

SDGsは、「17のゴール」と「169のターゲット」から構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しています。世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指し、SDGs 未来都市・ハブ都市として、日本・世界の先進都市としてSDGsを積極的に推進していく本市は、SDGsも踏まえて、施策を実行していきます。

～SDGsの17のゴール～



ロゴ：国連広報センター作成

SDGsのターゲットを本市の施策と関連付けて取り入れることで、目標を達成するための推進力として活用していきます。

- ▶ すべての人々に対して、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（適切な医療・支援等を支払い可能な費用で受けられること）を達成すること。
- ▶ 障がいのある子ども等の弱い立場にある人が、あらゆるレベルの教育や職業訓練の機会に平等にアクセスできるようにすること。
- ▶ 障がいのある人を含むすべての人について、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成すること。
- ▶ 障がいのある人を含むすべての人が、公共交通機関や公共スペースを安全かつ容易に利用できるようにすること。 等

個別の施策ごとに、特に関連する目標やターゲットを記載しています。

5 本計画を効果測定する成果目標の設定

前計画と同様に、国の指針に基づき、令和3年度から令和5年度までにおける目標を下表のとおり定めます。なお、本計画から新たに追加された成果目標があります。

項目	目標値	
	国指針	本市設定
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行		
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	34人 (6%以上)	25人 (4.4%以上)
(2)入所施設を利用する人の減少数	10人減 (1.6%以上)	10人 (1.6%以上)
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
(1)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	69%
(2)入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	86%
(3)入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	92%
(4)退院後1年以内の地域における平均生活日数 [㊦] 【参考指標】	316日以上	316日以上
(5)精神科病床における1年以上長期入院者数	10.6~12.3万人	計測中
【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
(1)拠点の整備箇所数	1箇所	整備済み
(2)移行運用状況の検証・検討	年1回	年2回
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等		
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150人 (1.27倍)	150人 (1.27倍)
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数 [㊦]	111人 (1.3倍)	111人 (1.3倍)
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数 [㊦]	24人 (1.26倍)	24人 (1.26倍)
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数 [㊦]	15人 (1.23倍)	15人 (1.23倍)
(5)就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合 [㊦]	70%	70%
(6)就労移行率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 [㊦]	70%	70%
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等		
(1)-1 児童発達支援センターの箇所数	確保	3箇所
(1)-2 保育所等訪問支援の実施箇所数	確保	3箇所
(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	確保	7箇所
(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	確保	6箇所
(4)-1 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置	設置済み
(4)-2 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 [㊦]	配置	20名

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等 ㊦		
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	確保
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 ㊦		
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	体制構築	体制構築

成果目標の考え方と目標達成に向けた主な取組

本計画における成果目標の考え方と、目標達成に向けた取組は、以下のとおりです。成果目標の考え方について、国の基準のとおり定めているものについては、説明を省略しています。

【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 国の基準では、入所施設から自宅等での生活に移行する人数について、令和元年度末時点の入所者数の6%（34人）以上を地域生活に移行させることとなっていますが、平成29年度から令和元年度までの3年間の平均移行者数の状況から予測される令和2年度中の地域移行者数が12人であり、本市が支給決定している人の状況を調査した結果における、訪問系サービス、共同生活援助、生活介護等に繋ぐことにより、地域移行が可能であると考えられる人が13人いることから、あわせて25人を目標値としました。

目標達成に向けた主な取組み

- 社会福祉施設等施設整備補助 → ○ページ
- 地域生活支援拠点整備事業 → ○ページ
- 施設入所支援 → ○ページ

【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(4) 退院後1年以内の地域における平均生活日数は、都道府県が定める成果目標ではありませんが、本市の精神障がいのある人の地域生活を支援していくために、参考指標として設定し、市の独自調査による調査と分析を行うこととします。

目標達成に向けた主な取組み

- 精神障がいにも対応した地域包括的支援体制構築事業 → ○ページ
- 地域移行支援 → ○ページ
- 地域定着支援 → ○ページ
- 共同生活援助 → ○ページ
- 自立生活援助 → ○ページ
- 精神障がい者の地域移行支援事業 → ○ページ

【成果目標3】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基準どおり整備した地域生活支援拠点1箇所の運用状況の検証・検討を静岡市障害者自立支援協議会地域生活支援部会において、年2回（国指針年1回）実施します。

目標達成に向けた主な取組み

○地域生活支援拠点整備事業 → ○ページ

【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等

国の基準どおり定めています。

目標達成に向けた主な取組み

○「就フェス」開催事業 → ○ページ
○就職面接会の開催 → ○ページ
○精神・発達障がい者しごとサポート養成講座 → ○ページ
○就労支援部会の実施 → ○ページ
○就労移行支援 → ○ページ
○就労継続支援A型 → ○ページ
○就労継続支援B型 → ○ページ

【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等

(2) 重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数は、目標値を7箇所と設定しました。これは、前計画の目標値を下回るものの、新たに整備する事業所として医療型児童発達支援センター（県内初）を見込むことにより、通常の児童発達支援事業所よりも、比較的多くの定員を見込んでいます。また、通常の児童発達支援事業所では受け入れが困難な重度の医療的ケアを必要とする障がい児の受け皿としても期待されます。

(4) -2 医療的ケア児支援コーディネーターについては、国が示す指定特定・障害児相談支援事業所に配置される医療的ケア児コーディネーターの人数の目標値を20名とすることに加え、本市独自の医療的ケア児等コーディネーターを2名配置することを目指します。

目標達成に向けた主な取組み

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置 → ○ページ
○医療的ケア児等支援協議会 → ○ページ
○児童発達支援 → ○ページ
○医療型児童発達支援 → ○ページ
○保育所等訪問支援 → ○ページ
○放課後等デイサービス → ○ページ

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等
国の基準どおり定めています。

目標達成に向けた主な取組み

○障害者相談支援事業 → ○ページ

【成果目標7】障害福祉サービスの質を向上するための取組に係る体制の構築
国の基準どおり定めています。

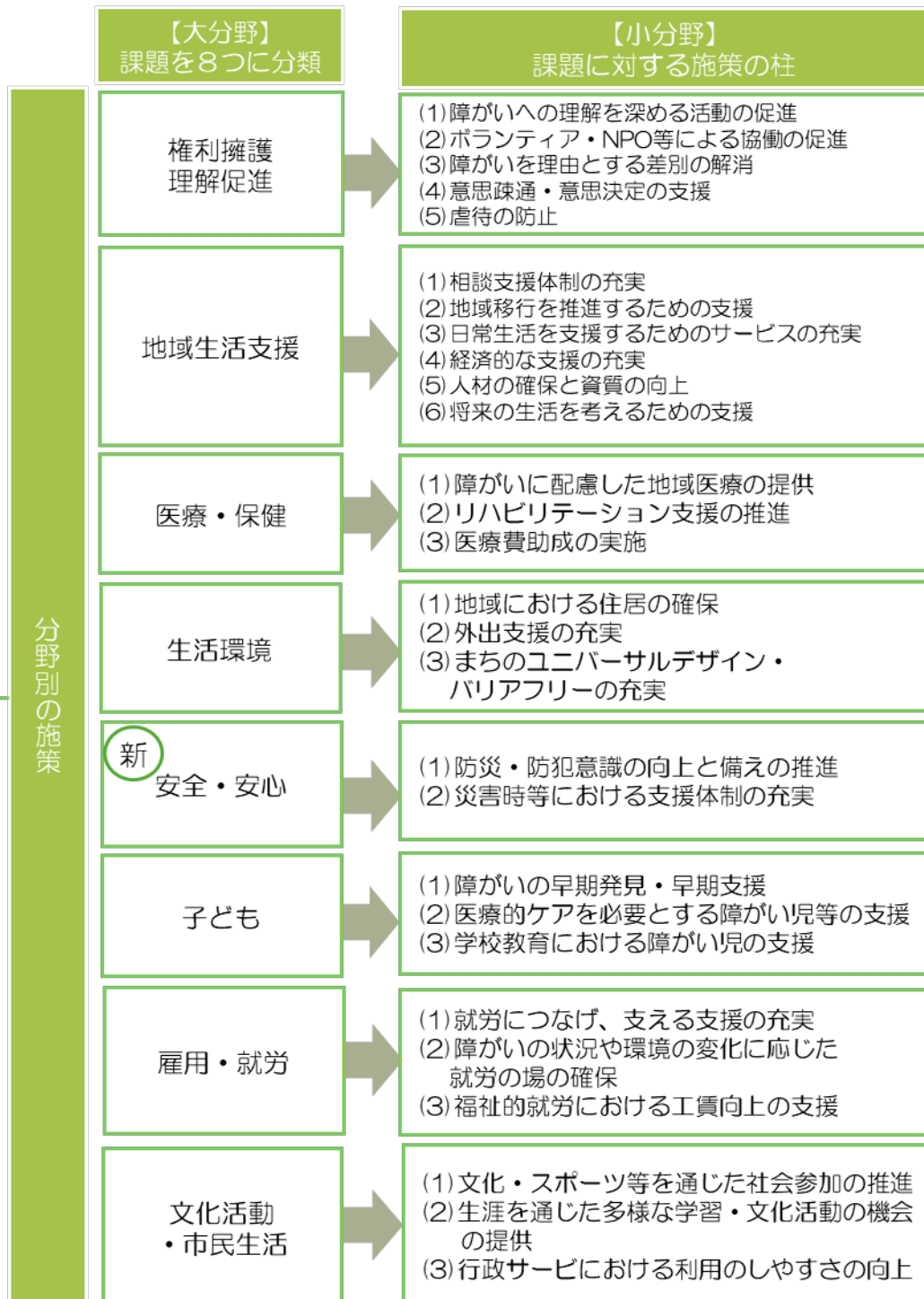
目標達成に向けた主な取組み

○障害福祉サービス等に係る各種研修の
活用による職員の人材育成 → ○ページ
○障害福祉サービス事業所等指導監査実施事業 → ○ページ

6 施策の体系

基本理念 障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

- 基本目標**
- (1) 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること
 - (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
 - (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること



課題解決の基礎となるサービス等で、特に、「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」に関連するものです。

- ・障害福祉サービス
- ・障害児通所支援
- ・相談支援
- ・地域生活支援事業 等

法定サービス等が対応していない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための「市が実施する事業」です。

具体的な個別施策

法定サービス等

- 心のバリアフリーイベント
- 成年後見制度利用支援事業
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- 障害者虐待防止対策支援事業 等

- 地域生活支援拠点等の整備**
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**
- 障害者相談支援事業 ○計画相談支援
- 訪問系サービス（居宅介護等）
- 日中活動系サービス（生活介護等）
- 視覚障がい者の理解促進に関する普及啓発、相談・支援** 等 ○各種手当の給付

- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修
- 療養介護

- 共同生活援助
- 共同生活援助（日中サービス支援型）**
- 同行援護 ○行動援護
- 移動支援事業

- 児童発達支援・**医療型児童発達支援**等
- 障害児通所支援
- 医療的ケア児支援協議会の設置

- 就労移行支援等
- 就労定着支援
- 就労継続支援A型・就労継続支援B型

- 障害者スポーツ推進事業
- 地域活動支援センター
- 点字・声の広報等の発行

市の事業

- 地域における障がいの理解促進事業
- 障害者差別解消法に基づく相談窓口の設置
- 静岡県障害者差別解消支援地域協議会の設置
- 高次脳機能障がいの理解促進に関する普及啓発、相談支援事業** 等

- 当事者同士による支え合いの推進
- 精神障がい者地域移行支援事業**
- 依存症対策事業**
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発
- 各種手当の給付
- 介護職員初任者研修受講就労助成

- 障がい者歯科保健推進事業
- 重度障害者医療費の助成
- 指定難病医療費等の助成

- 民間賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての活用
- 市街地のバリアフリー化、文字情報サインの設置
- 市役所等のバリアフリー事業

- 災害時要援護者避難支援推進事業
- 福祉避難所の確保
- 障がいのある人を支援する事業者等への消費生活に係る情報提供**
- 新型コロナウイルス感染症対策関連事業**
- 障害者災害時体制強化事業**

- 発達早期支援事業**
- 児童発達支援センターにおける親子教室の実施
- 医療的ケア児等支援コーディネーター配置**
- 市立こども園における医療的ケア児の受入れ**
- 特別支援連携協議会の運営

- 「就フェス」開催事業**
- 精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座
- 公共施設等を活用した自主製品の販売支援
- 「農・福連携」の推進

- 障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施
- 市立図書館における福祉サービスの実施**
- 公職選挙における障がいのある人への配慮

第4章 分野別の施策について

本計画に登載する施策は、障がいのある人を取り巻く様々な困難や課題を、日常生活や社会生活に関わる各領域を考慮して、8つの分野に区分しました。

分野別の施策（大分野）

大分野1	権利擁護・理解促進	～ 認め合う・守る ～
大分野2	地域生活支援	～ 支え合う・つなぐ ～
大分野3	医療・保健	～ 健康を保つ ～
大分野4	生活環境	～ 暮らす ～
大分野5	安全・安心	～ 備える ～
大分野6	子ども	～ 育てる・学ぶ ～
大分野7	雇用・就労	～ 働く ～
大分野8	文化活動・市民生活	～ 楽しむ・参加する ～

8つに区分した「分野別の施策（大分野）」の下には、「課題に対する施策の柱（小分野）」として、合わせて28の課題を解決するための取組みの方向性を設定しています。

基本理念に掲げる「共生都市」を実現し、成果目標を達成するためには、各分野の施策は相互に関係していることに留意して、実施していくことも重要です。



例えば、障がいに対する理解が深まることで（権利擁護・理解促進）、障がいのある人が働きやすい（雇用・就労）、様々な社会活動に参加しやすい（文化活動・市民生活）雰囲気市民全体に浸透したり、地域で受けられる医療の体制（医療・保健）や、居住の場（生活環境）が充実し、災害時の不安が取り除かれ（安全・安心）、将来への不安を解消することで、病院や施設から地域に移行できる障がいのある人が増える（地域生活支援）ことにつながったりという相関性が考えられます。

具体的な取組みについては、分野ごとに、①法定サービス等（障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等の課題解決の基礎となるサービス等で、特に「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に関連するもの）と、②市の事業（法定サービス等が対応していない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための市が実施する事業）を分けて掲載しています。

大分野・小分野・個別施策におけるパブコメへの掲載方法

- 大分野・小分野の説明：1ページずつ掲載します。
- 法定サービス等：資料3-1の内容を掲載します。
(1事業1ページずつ)
- 市の事業：資料3-3の内容を抜粋し、以下の形式で掲載します。

(掲載の例)

	事業名称	事業の内容	担当課
1	地域における障がいの理解促進事業	地域の方の、障がいのある方への理解が深まるように、講座の開催などを行います。	障害福祉企画課 精神保健福祉課
	事業目標(指標)	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	R5 もくひょうち 目標値		
	市政出前講座等の開催増加による普及活動の促進	2回 地区民生委員・児童委員協議会、市内小学校等に対し、出前講座の周知を行います。	 

1 大分野1 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～

○障がいのある人にとっても暮らしやすい共生都市を実現するためには、多様な障がいや障がいのある人のことについて、障がいのある人も障がいのない人も理解することが大切です。「権利擁護・理解促進」分野における取組は、他の分野別の施策を円滑に実行するために必要な基本的な課題です。

○アンケート調査では、「地域における共生が進んでいる」と感じている市民の割合は、障がいのある人で11.7%、障がいのない人で16.0%という結果でした。

○一方で、障がいのない人のアンケート調査の結果では、「交流をする機会がほとんどない人」よりも「地域行事などの活動で交流がある人」の方が、共生が進んでいると感じる割合が高いことがわかりました。

○このため、障がいのある人とない人の関わり合いの機会を充実させることや、市民が積極的に参画する環境づくりを行うことで、共生都市の実現に向けた取組を加速させていきます。そして、これらの取組においては、障がいのある人自身が、自分の考えや、思いを発信していく場を大切にします。

○また、世間の理解が進んでいない障がいや特別な支援や理解が必要となる高次脳機能障がいや視覚障がいなどの障がいについて、理解促進のための取組を行います。

○そして、障がいがあることが理由で不当に差別されたり、虐待を受けたりすることがないように、障害者差別解消法などの関係法令に基づいて、権利擁護に取り組むとともに、制度の周知等に努めます。

「権利擁護・理解促進」分野における施策の柱

- (1)障がいへの理解を深める活動の促進
- (2)ボランティア・NPO 等による協働の促進
- (3)障がいを理由とする差別の解消
- (4)意思疎通・意思決定の支援
- (5)虐待の防止

以下、個別施策（法定サービス等・市の事業）を掲載します。

2 大分野2 地域生活支援 ～支え合う・つなぐ～

○地域で自分らしく暮らしたいというニーズに応じて、福祉・医療が充実してきたものの、発達障がい、難病、依存症、高次脳機能障がい、強度行動障がいなど、障がいの範囲が拡大・複雑化していることや、医療的ケアを必要とする人や重症心身障がい児者などへの対応が必要になるなど、障がいのある人に対する支援については、ますます多様なニーズに対応していく必要があります。

○これらを解決していくためには、相談支援体制の充実や地域生活支援拠点、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、地域移行・地域定着を推進するための支援、日常生活を支援するためのサービス、経済的な支援等を充実させていく必要があります。併せて、これらの体制を確保するための人材の確保と資質の向上も重要です。

○また、障がいのある人を介助する人は、60代以上の方が全体の44.8%を占めており、特に、精神障がいのある人を介助する60代以上の方は、52.7%となっています。障がいのある人を高齢の親が支援する「老障介護」の状態になっているケースも増加しています。また、アンケート調査では、日常生活で困っていることとして、「将来の生活に不安がある」を挙げる人も多くみられます。

○こういった老障介護の問題の解決や、将来の生活への不安を解消するため、適切なサービスや制度に繋いでいくための体制の構築や障害福祉サービス事業所等の確保を進めていきます。

「地域生活支援」分野における施策の柱

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域移行を推進するための支援
- (3) 日常生活を支援するためのサービスの充実
- (4) 経済的な支援の充実
- (5) 人材の確保と資質の向上
- (6) 将来の生活を考えるための支援 【新設】

以下、個別施策（法定サービス等・市の事業）を掲載します。

3 大分野3 医療・保健 ～健康を保つ～

- 障がいの重症化や複雑化、また二次障がいの発症等を予防するために、障がいの特性に応じた医療やリハビリテーションを適切に提供する体制を整えていきます。
- また、発達障がいがある人が適切な診療を受けることができるように、地域のかかりつけ医等に向けて研修を行い、発達障がいに対応できる地域の医療体制を整えます。
- 身体障がいのうち内部障がいや、精神障がいのある人など、医療が必要不可欠で定期的を受診しなければならない人で、医療費が高額になってしまう場合は、医療費負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるための医療費助成等を行います

「医療・保健」分野における施策の柱

- (1)障がいに配慮した地域医療の提供
- (2)リハビリテーション支援の推進
- (3)医療費助成の実施

以下、個別施策（法定サービス等・市の事業）を掲載します。

4 大分野4 生活環境 ～暮らす～

- 「地域生活支援」分野の取組により障がいのある人が入所施設や病院から地域での生活に移行するためには、障がいのある人にとって自分らしい生活が実現できる環境を備えた居住の場を、地域に十分に確保しておく必要があります。
- また、障がいの有無にかかわらず地域の様々な場所に出かけられるよう、民間の公共交通機関等の協力を得ながら、まち全体のユニバーサルデザインやバリアフリーを推進するとともに、外出・移動の支援の利便性を高めることで、生活の豊かさの向上につなげます。
- あわせて、令和2年度の改正バリアフリー法を踏まえたすべての市民にとって暮らしやすいまちづくりについて、検討を進めていきます。

「生活環境」分野における施策の柱

- (1) 地域における住居の確保
- (2) 外出支援の充実
- (3) まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

以下、個別施策（法定サービス等・市の事業）を掲載します。

5 大分野5 安全・安心 ～備える～ 【新設】

○近年では、全国各地で災害が頻発化しており、災害への備えの重要性が高まっています。また、アンケート調査の結果によると、障がいのある人の日常生活における悩みとして、「災害時や緊急時の不安」を感じている人が多く、具体的には、「すぐに避難できない」、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」、「必要な介助や支援、治療等が受けられない」等の意見がありました。

○障がいのある人が、災害発生時に避難等に必要な支援を受けられるようにするために、地域や関係機関との協力体制づくりを進めていきます。

○また、新型コロナウイルス感染症対策に係る取組や、障がいのある人の消費者被害を防ぐための取組なども併せて行うことで、安心して暮らすことのできるまちづくりにつなげていきます。

安全・安心分野における施策の柱

- (1)防災・防犯意識の向上と備えの推進
- (2)災害時等における支援体制の充実

以下、個別施策（法定サービス等・市の事業）を掲載します。

6 大分野6 子ども ～育てる・学ぶ～

- 「あそびのひろば」や「ぱすてるひろば」など静岡市ならではの取組を進め、発達が気になる子を早期に適切な支援につなげます。
- また、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、保育所やこども園、通常学級にも「発達の気になる児童」等が増えていることから、教員等の障がいに関する専門性の向上や受入態勢の充実等に向けた施策を進めていきます。
- 医療技術の進歩等を背景に、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き医療的ケアを必要とする障がい児が増加しており、保健、医療、福祉、教育、その他の関係機関が連携して必要な支援を提供する体制を構築する必要性が高まっていることから、これらを調整するコーディネーターの配置や、関係機関の連携を進めていきます。
- あわせて、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がいのある児童に対応できる児童発達支援事業所等の整備を進めていきます。
- また、こども園等において、医療的ケアを必要とする児童の受入れを進めることで、インクルーシブ教育の実現を目指していきます。
- アンケート調査からは、障がいのある子の進学や進路について不安を感じる保護者が多いことがわかりました。障がいのある児童の教育や卒業後の生活について、適切な支援を提供できる体制を構築していきます。

「子ども」分野における施策の柱

- (1)障がいの早期発見・早期支援
- (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援
- (3)学校教育における障がい児の支援

以下、個別施策（法定サービス等・市の事業）を掲載します。

7 大分野7 雇用・就労 ～働く～

○アンケート調査では、18歳以上の障がいのある人で就労（就労継続支援A型や就労継続支援B型などでの就労を含む）をしているのは全体の40.2%（H28年度：36.5%）となっており、増加してきています。また、「今後、働きたい」と思う人の割合も44.6%（H28年度：34.5%）となっており、同様に増加してきています。

○障がいのある人が、自分らしく地域で生活していくために、様々な障がいの状態や環境の変化に応じた就労の場の提供や、希望する就労先につなげていくための支援を行っていく必要があります。

○本人の思いや希望に沿った就労のあり方を大切にしつつ、経済的な自立を目指すことができるよう、一般就労への移行や工賃向上のための更なる支援を行っていきます。

○また、一般就労への移行者や、特別支援学校の卒業生などが、就労することができて職場での人間関係等が理由で離職してしまう人が多いことなどが指摘されています。就労した後の定着についても支援が必要です。

「雇用・就労」分野における施策の柱

- (1) 就労につなげ、支える支援の充実
- (2) 障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保
- (3) 福祉的就労における工賃向上の支援

以下、個別施策（法定サービス等・市の事業）を掲載します。

8 大分野8 文化活動・市民生活～楽しむ・参加する～

○障がいの有無にかかわらず芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を
楽しみ、暮らしの豊かさを高めていくことができるよう、活動機会を充実させ
ていく必要があります。

○2021年に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピックを、一過性
のものにするのではなく、これを契機とし、障がいのある人のスポーツ活動や
文化活動への参加や理解促進を進めていく必要があります。

○また、視覚障がいのある人等の読書環境の整備のための取組を進めていきま
す。

○あわせて、障がいのある人も利用しやすい行政サービスの提供に取り組んでい
きます。

「文化活動・市民生活」分野における施策の柱

- (1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進
- (2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供
- (3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

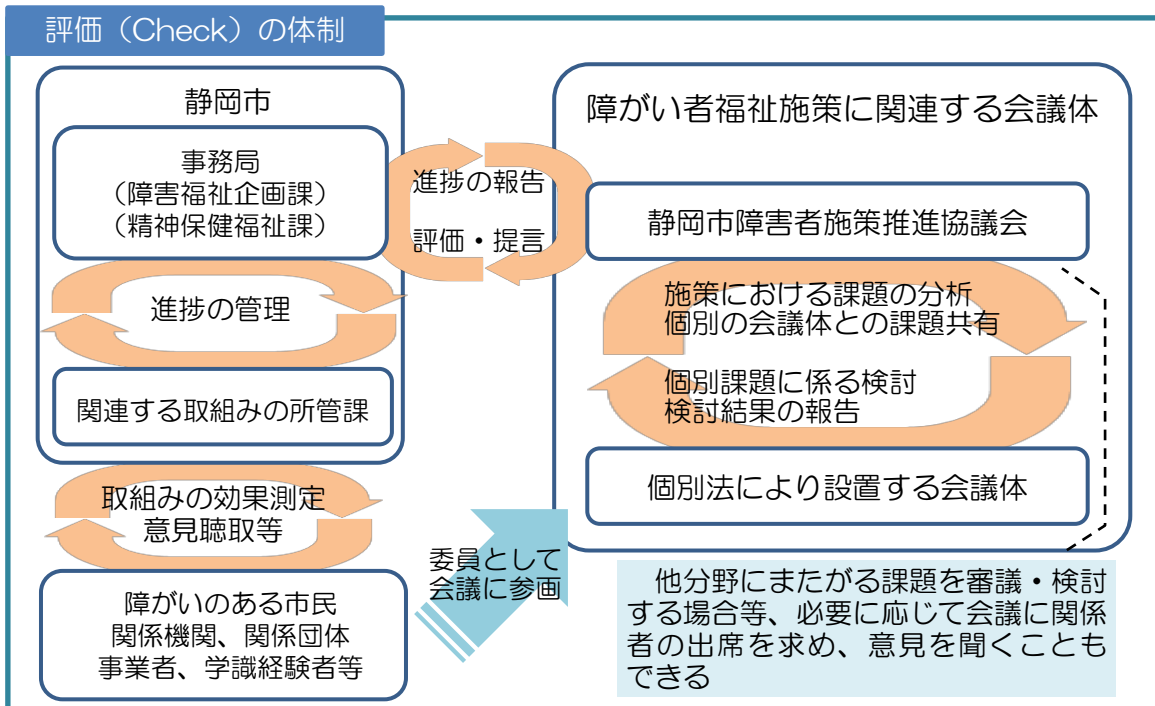
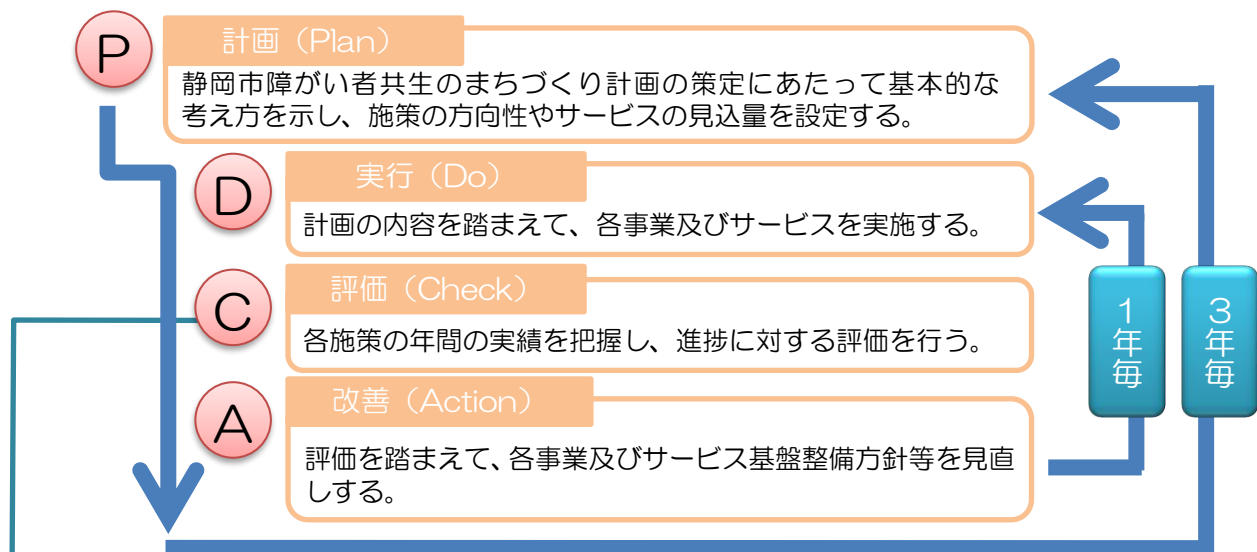
以下、個別施策（法定サービス等・市の事業）を掲載します。

第5章 計画の推進

1 PDCAサイクルによる計画の推進

今回策定した計画の内容を踏まえて、各事業及びサービスを実施します。実施した内容は年度ごとに評価し、必要な改善を行っていきます。

計画は、令和3年度から5年度までの実績を踏まえて、3年後にまた策定します。静岡市の所管課や、障害者施策推進協議会などの会議に参加する代表者が、市民の皆さんの意見を汲み上げて、実施内容の評価を行います。



2 障がい者福祉施策に係る会議体

会議体の名称		根拠法令	役割
静岡市障害者施策推進協議会		障害者基本法	(1)障がい者計画の策定にあたり意見を述べること (2)障がい者に係る施策の推進について、 ①必要な事項を調査・審議すること及び②施策の実施状況を監視すること (3)関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議すること
個別法により設置する会議体	静岡市障害者自立支援協議会	障害者総合支援法	<p>地域における障がい者等への支援体制について、①課題を共有すること及び②地域の実情に応じた体制の整備について協議すること</p> <p>※ 協議を経て、継続的に課題について審議し、課題解決に向けた方策・取組みが必要と思われるものについては、下部組織として部会（プロジェクト）を設置することができる。 プロジェクトは具体的な対応策の実施まで継続する。</p>
	相談支援事業評価部会		
	地域生活支援部会		
	「災害時の障がい者支援」に関するプロジェクト(R2~)		
	権利擁護・虐待防止部会		
就労支援部会			
地域移行支援部会			
子ども部会			
相談支援部会			
静岡市障害者差別解消支援地域協議会		障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消を効果的かつ円滑に行うため、①必要な情報交換を行うこと、②相談事例を踏まえて差別解消に関する協議を行うこと及び③関係機関で差別解消に関する取組みを行うこと
静岡市発達障害者支援地域協議会 ↑↓ 緊密に連携 特別支援連携協議会		発達障害者支援法	発達障がい者等への支援体制の整備についての協議や関係者の連携の緊密化を図るとともに発達障害者支援センターの活動状況等についての検証を行うこと
医療的ケア児等支援協議会		児童福祉法	日常生活を営むために医療が必要な障がい児が、適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うこと